

IASB 討議資料の解説 「動的リスク管理の会計処理」

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

パートナー

大川 圭美

IFRS アドバイザリー室

シニアマネジャー

植木 恵

2014年4月17日、国際会計基準審議会（IASB）は、討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という）を公表しました。

本DPは、企業が動的（ダイナミックな）リスク管理を行っている場合にその実態を財務諸表に忠実に表わすことを目的として、従来のヘッジ会計の枠組みとは異なる新たな会計処理を審議するために、広く意見を募集するものです。

本稿では、DPの公表に至った背景、提案されている会計アプローチの概略、意見が求められている主要な論点について、特に金利リスクの管理に関する観点より解説します。なお、文中の見解に関する部分は、筆者の個人的な見解であることを申し添えます。



おおかわ たまみ
大川 圭美
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー



うえき めぐみ
植木 恵
有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
シニアマネジャー

【ポイント】

- 2014年4月17日、討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」が公表された。
- オープン・ポートフォリオを対象とした金利リスクに関する動的リスク管理の実態を表すために、現行のヘッジ会計の延長ではない、新しい会計処理であるポートフォリオ再評価アプローチ（以下「PRA」という）が提案されている。
- PRAのもとで、管理対象リスク・ポジションを管理対象リスクの変化に基づき再評価し、その変動は純損益に計上する。一方、リスク管理金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する。ヘッジ活動によるリスク軽減が達成された部分は両者の影響が純損益上相殺される。
- PRAの適用範囲、強制適用の要否、企業がどのようにリスクを動的に管理しているのかを反映したキャッシュフローの見積り方法の採否など、26の質問（本稿の本文中では“(Q番号)”で示している）に対して、コメントが求められている。コメント期限は2014年10月17日である。

I DP 公表の背景

IASBは、IAS第39号を改善し簡素化するために金融商品会計基準の見直しプロジェクトを進めており、一般ヘッジ会計については、2013年11月に、IFRS第9号（2013年版）を公表しました。ヘッジ会計の改訂プロジェクトでは、よりダイナミックなリスク管理を行っている場合（マクロヘッジとも称される）にも対応する会計手法の開発を一般ヘッジ会計とは切り離し、「マクロヘッジ・プロジェクト」として別途検討していました。

2014年4月17日、IASBはDPを公表し、銀行が行う金利リスクの動的リスク管理に関する新たな会計処理の枠組みとして、PRAを提示し、その適用対象、適用上の論点、表示や開示に関して広く意見を募集しています。動的リスク管理自体は、銀行以外（たとえば保険会社）で行われる金利リスク管理や、事業会社での為替リスク管理やコモディティ価格リスク管理でも行われていますが、それらのリスク管理の実態を会計に反映させるための処理としてPRAが適当かどうか意見聴取の対象になっています。コメントの締切りは10月17日です。

IASBは寄せられたコメントをベースに審議を行い、その後公開草案の公表、最終基準化というデュー・プロセスを踏む

予定です。最終基準化に向けてのタイムスケジュールなどの予定は公表されていません。

Ⅱ 銀行の金利リスク管理の特徴と、現行のヘッジ会計のコンセプトと問題点

1. 現行のヘッジ会計（IFRS9号を含む）の特色

ヘッジ会計は、企業のリスク管理活動から生じる取引の損益認識時点の不一致に対処するための特別な会計処理であり、企業はヘッジ会計の適用要件を満たす場合にのみ、ヘッジ会計を適用することを選択できます。また、ヘッジの種類に対応して、異なるヘッジ会計モデル（公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジ）が適用されます。

ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方が適格である必要があり、またヘッジ手段とヘッジ対象の紐付け指定が必要です。この紐付け指定は、十分に詳細に行わなければなりません。なお、現行のヘッジ会計においては、原則としてヘッジ会計の対象は個別契約をベースとする単位であり、その対象とヘッジ手段との関係を個別に特定する¹静的なヘッジ関係を前提としています。このようなヘッジ会計の適用要件が設けられているのは、ヘッジ会計が、現行の会計基準の枠組みの中での特別規定であるところから生じていると考えられます。

2. DPが想定している「動的リスク管理」～銀行における金利リスク管理

IASBはPRAという会計処理モデルを考えるにあたり、次のような金利リスクの動的管理を前提にしています。

- 個々の契約ベースではなく、ポートフォリオベースで金利リスクを管理しており、ポートフォリオを構成する要素（たとえばローンや有価証券による運用、あるいは資金調達）は継続的に増加または減少し、日々残高が変化します（オープン・ポートフォリオ）。
- 変化するオープン・ポートフォリオの純額リスク・ポジションをモニターし、それに対応してリスク管理金融商品（たとえば金利スワップ）を増減させることで、リスク管理を行っています。
- 純額利息収益を安定させることをリスク管理の目的とする場合には、管理対象のオープン・ポートフォリオを構成する変動金利要素と固定金利要素間のミスマッチをリスク管理金融商品で削減する（ヘッジ活動によりリスク軽減を行う）管理が行われています。

- リスク軽減活動は通常すべてのリスクを除去するのではなく（つまり、フル・ヘッジではない）、市場の動向やリスクと収益との見合いで、一定範囲に管理対象リスクをコントロールするように行われます。

動的リスク管理活動には、リスクの識別、分析およびヘッジを通じてのリスク軽減という3つの要素が含まれます。

3. 動的リスク管理に現行のヘッジ会計を適用する場合の問題点

動的リスク管理を現行のヘッジ会計の枠組みで会計上反映するためには、リスク管理上は個別に紐付けしていないヘッジ手段とヘッジ対象を会計上仮想的に紐付けし、オープン・ポートフォリオを期間の短いクロズド・ポートフォリオとして扱い、かつ、ヘッジ会計の指定解除と新たな指定を繰り返すことでヘッジ会計を連続的に適用する必要があります。あるいは、IAS第39号に規定される金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジにおいては純額ポジションのヘッジ指定は認められていないため、リスク管理上はポジションを純額ベースで管理するものの、ヘッジ会計を適用するために、会計上は総額ベースでヘッジ対象として指定する必要があります。

しかし、このような運用は、ヘッジ関係を継続的に追跡（トラッキング）し、ヘッジ指定解除に際しては公正価値ヘッジにより発生するヘッジ対象の帳簿価額調整（ベースス調整）を償却するとともに、既存ポジションを新たにヘッジ対象に組み入れる指定を行う場合には当該時点におけるヘッジ対象の公正価値と帳簿価額との差額の処理を行う必要があり、実務的に過度に煩雑であり、結果としてヘッジ会計の適用が困難な場合があります。

さらに、ヘッジ会計を適用するうえで、IFRS第9号はヘッジ対象の適格性に関して制限を設けているため、以下の点で、銀行における金利リスクの動的リスク管理の実態を一般ヘッジ会計の枠内で会計処理しようとするのは難しいと考えられています。

- 要求払預金（負債）の公正価値は、その個々の契約条項に着目し、要支払額未満では認識できないため（IFRS第13号第47項）、会計上は要求払預金は公正価値変動リスクを負っていないものとされています。このため、一般ヘッジ会計の公正価値ヘッジの枠組みでは適格なヘッジ対象とはなりません。一方、ポートフォリオ全体としては市場金利の変動にあまり反応しない一定部分（コア要求払預金、と呼ばれる）が、長期間にわたり存在します。そのため、銀行でのリスク管理上は、コア要求払預金は固定金利負債のように取り扱われることがあります。

1 IAS第39号に規定されるポートフォリオ公正価値ヘッジは例外的取扱いとされています。

- ヘッジ対象として指定できるのは契約上のキャッシュフローと同じか小さくしなければならず (IFRS 第9号 B6.3.21)、このため、たとえば約定金利が LIBOR - x % の場合に LIBOR 部分のみをヘッジ対象として指定することは禁じられています (いわゆる Sub-LIBOR 制限)。一方、銀行のリスク管理上は、約定金利が LIBOR + x % でも LIBOR - x % でも、LIBOR 部分をヘッジ対象として捉える事が一般的です。
- 会計上の資産・負債の定義を満たさないものは、会計処理の結果その価値変動を資産・負債として認識するような処理を行うことは原則としてできません。このため、ヘッジ会計の下では、既認識資産・負債と確定約定のみが公正価値ヘッジの対象になります。一方、ポートフォリオ・ベースで動的リスク管理を行う際には、その対象がすでに存在する権利・義務なのか、いまだ権利・義務には至っていないのか (例: パイプライン取引²⁾) を識別せず、管理するケースがあります。

Ⅲ PRA の概略

1. PRAのコンセプト

DPで提案されているPRAとは以下のようなアプローチです。

- A) リスク管理対象のポートフォリオから生じる純額のオープン・リスク・ポジションを表す予想キャッシュフローを、管理対象リスクの変化に基づき再評価 (割引現在価値を算定) し、再評価差額を純損益に計上する。
- B) リスク管理金融商品としてのデリバティブは公正価値で測定し、その変動差額も純損益に計上する。
- C) 動的リスク管理の対象となったリスク・エクスポージャー以外の部分 (金利リスク以外の、たとえば信用リスクなど) は、他の適用される会計基準に準拠した会計処理を行う。

この結果、リスク管理対象のポートフォリオに対する、リスク管理金融商品のリスク軽減効果は、純損益レベルで両者の再評価差額が相殺される形で財務情報に反映されます。

2. PRAの適用上の論点

PRAでは、管理対象リスク・ポジションを管理対象リスクの変化に基づき再測定するため、(1) 評価のベースとなる管理対象リスクの特定と (2) 将来キャッシュフローをどのように見積もるかが基礎的な論点となります。また、DPは、(3) PRAを動的リスク管理対象全体に適用するか、リスク軽減の対象にのみ適用するかについても検討しています。さらに、リスク管

理の実態に鑑み、(4) 管理対象ポートフォリオに含める取引の範囲を決定し、(5) リスク管理上の仮定を会計上も反映すべきかについても検討しています。以下、各論点の詳細を説明します。

(1) 管理対象リスクの特定

DPでは、金利リスクを管理対象リスクとする場合に再評価を以下のように計算することを提案しています。

- A) 管理対象の金利リスク・エクスポージャーを表すキャッシュフロー (分子) を、当該リスクをあらわす現在の金利 (分母) で割り引く。
- B) 関連する金利エクスポージャーが固定か変動かにより、分子であるキャッシュフローを以下のように算定する。
- (ア) 固定金利エクスポージャーの場合: 当初認識時点での管理対象リスクの金利水準を基礎とし、その後変動しない。
- (イ) 変動金利エクスポージャーの場合: 再測定時点での管理対象リスクの金利水準を基礎とし、キャッシュフローは、フォワード・カーブと現在の金利期間についての直近の改定を用いて毎期更新される。
- C) 分母となる割引率は、再測定時点での金利水準を表して、常に更新される。

たとえば、管理対象ポートフォリオにローンが含まれている場合、PRAの下での当該ローンの再評価は、ローンの表面金利を対象にするものではありません。ローンの表面金利がベンチマーク金利 (たとえばLIBOR) と顧客マージン (信用リスク・スプレッド) とで決定されているような場合でベンチマーク金利を管理対象リスクとする場合、予想キャッシュフローはベンチマーク金利部分をベースにします。顧客マージンはIFRS第9号に基づき、たとえば償却原価で会計処理されます (再評価の対象にはなりません)。

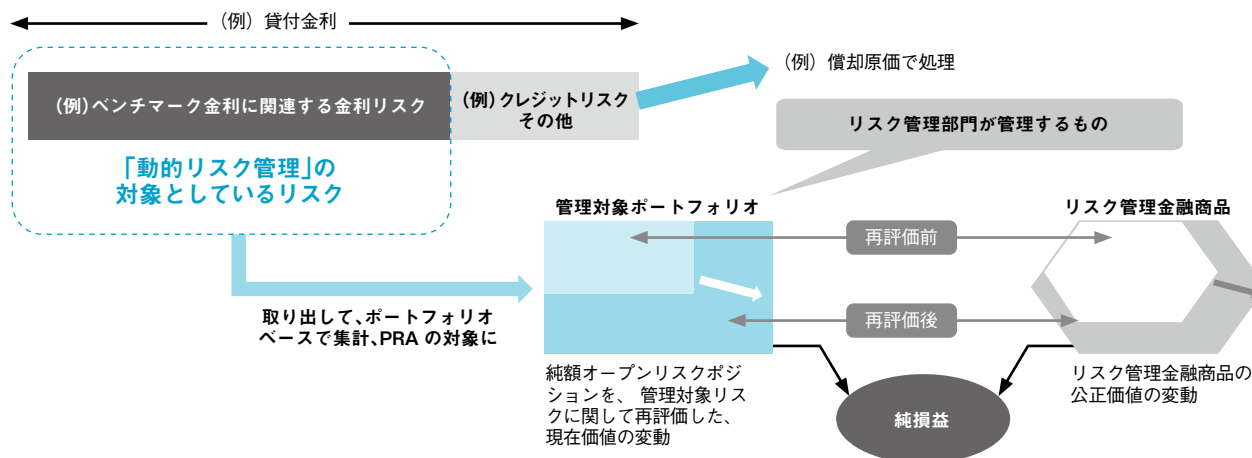
PRAでは、前述のように管理対象リスクを特定した上で再評価のためのインプット (分子および分母) が決定されるため、管理対象リスクの特定が問題となります (図表1参照)。

① 資金調達金利vs価格設定金利

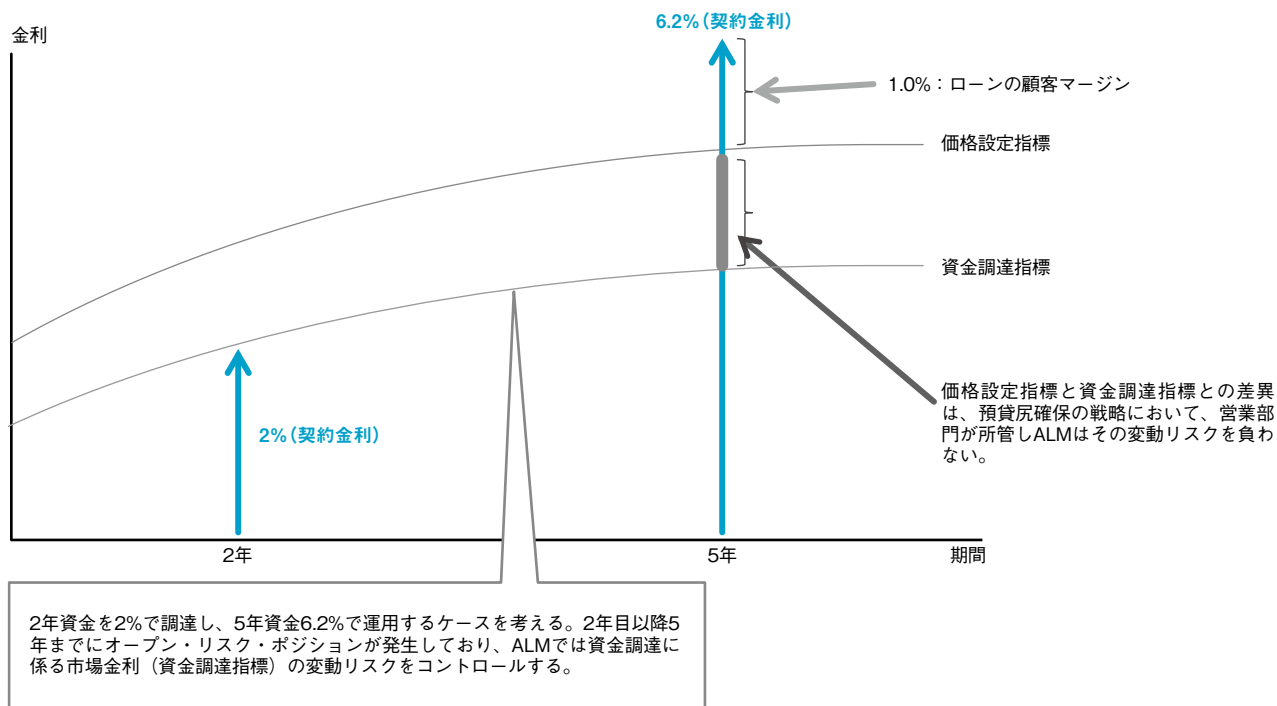
リスク管理部門 (以下「ALM」という) が管理責任を負う管理対象金利リスクは、資金調達金利と運用金利のミスマッチから生じます。資金調達金利と融資を通じた運用金利 (顧客に提示するベース金利である価格設定指標に、必要なマージン等を調整して決定される) の関係性は図表2のように単純化して示すことができます。調達と運用の金利改定におけるミスマッチにより発生するリスクが、ALMの管理対象リスクになる管理実態に鑑みれば、管理対象リスクは資金調達金利であり、このため、PRAの再測定も市場における資金調達指標 (LIBORなど) をベースに行うべきと提案されています (Q11、Q14)。

2 パイプライン取引とは、たとえば住宅ローンなど、店頭で金利表示される固定金利商品であるものの、いまだローンの実行には至っていないものを指します。

図表1 PRAの下での管理対象リスクに基づく再評価



図表2 資金調達指標 vs 価格設定指標～運用金利の内訳とALMの管理対象リスク



② 移転価格の利用

さらにDPでは、対外的には存在しない、行内でのみ使用される移転価格（行内仕切レート）を管理対象リスクと見なし、PRAを適用することが1つの案として提示されています(Q12)。図表3は行内仕切レートと資金調達指標との関係を示しています。

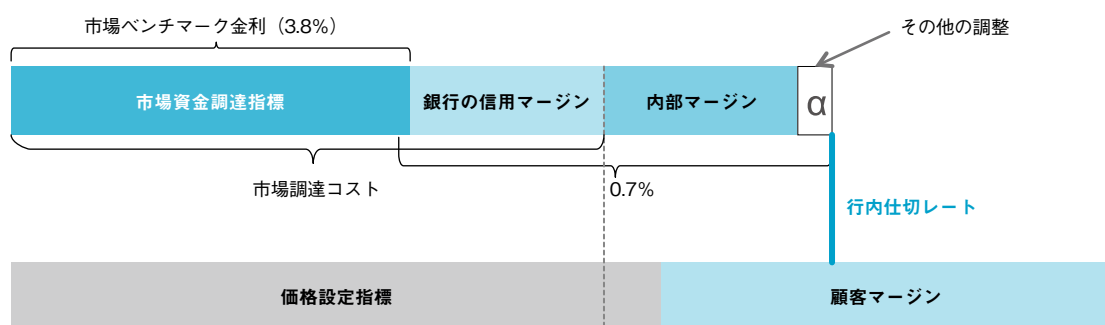
行内仕切りレートを使用することは、実務上の簡便法として有用かもしれませんが、金融機関ごとに、移転価格に含める内部マージンや追加要素が異なるため、これは市場で観察可能な資金調達指標に完全に連動するわけではありません。このため、移転価格をPRAの下で認めるべきかについては議論のあるところだと考えられます。DPは移転価格を使用する場

合に考え得る3つのアプローチを示しています(図表3参照)。

(2) 将来キャッシュフローの見積り

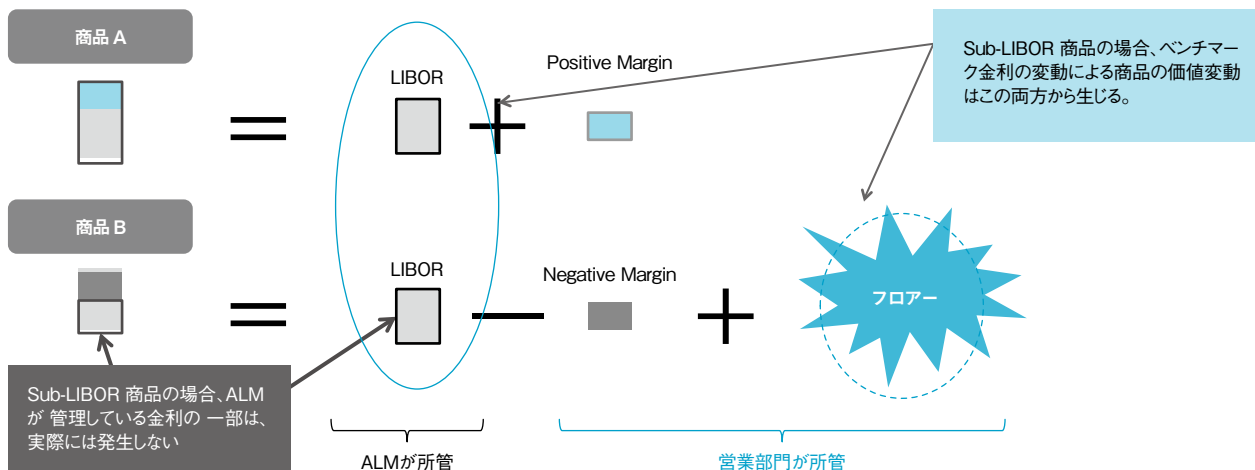
DPではポートフォリオを会計単位と考えることで、動的风险管理の実態を再評価に反映する実務上運用可能な方法を検討しています。これはまた、伝統的なヘッジ会計で契約単位を会計単位とすることから生じるいくつかの制限の影響を、動的风险管理の会計処理に影響させないように構築する試みでもあると考えられます。

図表3 移転価格とPRAへの適用における3つのアプローチ



	キャッシュフロー (分子)	当初割引率 (分母)	事後の割引率 (分母)
市場資金調達指標 (他の移転価格スプレッドを除外)	3.8%	3.8%	再評価時の市場資金調達指標
キャッシュフローは移転価格、割引率は市場資金調達指標 (Day1の評価差額の処理が必要)	4.5%	3.8%	再評価時の市場資金調達指標
キャッシュフローは移転価格、割引率は市場資金調達指標 + 当初移転価格スプレッド (固定)	4.5%	4.5%	再評価時の市場資金調達指標 + 0.7%

図表4 Sub-LIBOR 商品のリスク管理とPRAでの取扱い



	アプローチ 1	アプローチ 2	アプローチ 3
PRAの対象 キャッシュフロー	対顧客金利 (LIBOR-20bp)		ベンチマーク金利 (LIBOR)
現在価値の引直しに用いる割引率	ベンチマーク金利 (LIBOR)	ベンチマーク金利 + 契約上の負のスプレッド (LIBOR-20bp)	ベンチマーク金利 (LIBOR)

① Sub-LIBOR 商品の取扱い

PRAは新たな会計アプローチであり、IFRS第9号の一般ヘッジ会計のSub-LIBOR制限（本稿Ⅱ、3参照）にかかわらず、ALMが管理する金利（たとえばLIBOR）を切り出して再評価することを提案しています（Q10）。この時、PRAの下で再評価の対象になるキャッシュフローは、LIBORベースのキャッ

シュフローであり、割引率にもLIBORを使用することが提案されています（アプローチ3、図表4参照）。さらに、商品に組み込まれたフロアー（金利が負値とならないようにするためのもの）はALMの管理対象外であるため、PRAの対象になる管理対象ポートフォリオには含めず、したがって再評価の対象にしないことが提案されています（Q10）。しかし、銀行がさ

らされているリスクという意味ではLIBORの変動による価格変動はフロー部分からも生じるため、ALMによるリスク管理の対象には含まれていないものの、フロー部分をPRAの下での再評価の対象とする考えも提示されています。

② 期限前償還商品

期限前償還リスクは金利の動向に大きく影響を受けるため、通常は金利リスクの一部であると考えられています。しかし、動的リスク管理においては、個々の金融商品（たとえば個々の住宅ローン契約）の期限前償還を見積もるのではなく、ポートフォリオ（住宅ローンポートフォリオ）全体に対して期限前償還がどのように起こるかの予測（行動予測）に基づきキャッシュフローを見積もります。つまり、経験上10%の期限前償還が予想される場合に、どの住宅ローンにいつ期限前償還が起きるかを特定せず、ポートフォリオ全体を1つの単位として、10%の期限前償還キャッシュフローを見積もります。このようなキャッシュフローの見積りおよびその継続的な修正を通じて、期限前償還の影響をPRAの下で再評価に反映することができると考えられます（Q6）。

期限前償還リスクがどのようにリスク管理されているかで、PRAの下で考慮すべき期限前償還リスクの再評価差額への反映方法が異なると、DPでは考えられています。期限前償還リスクが行動予測に基づいて見積もられるキャッシュフローをベースに管理されている場合には、行動予測を反映したキャッシュフローの修正を通じて、再評価差額に反映します。一方、見積りの不確実性のため、また、いわゆる片側リスク（相場等が不利な方向に動くリスク）をヘッジする目的で、企業がオプション性のあるリスク管理金融商品（スワップションやオプション）を用いて管理対象ポートフォリオの期限前償還をヘッジする場合があります。そのような場合、管理対象リスク・ポジションについても内在する期限前償還オプションの再評価を通じて期限前償還要素の価値の影響を会計上反映させることができると考えられています。

なお、DPでは、個別紐付けをベースにする一般ヘッジで使われている評価方法（管理対象片側リスクが生じている場合にのみ評価するという方法）をPRAで採用することは、その動的な管理実態ゆえに困難であるとしています。

③ コア要求払預金

不特定多数の預金者が相当期間にわたり銀行に要求払預金口座を維持する場合、ポートフォリオ・ベースでは、要求払預金の残高の一部分は、経験的に市場金利の変動にはほとんど反応せず、長期的に銀行に預けられ続けます。この「コア要求払預金」としての特性を有する部分については、銀行は長期固定金利の調達とみなし、実質的に金利リスクが存在するもの

としてリスク管理の対象としています。このようなリスク管理上で銀行が考えている特性を捕捉する「みなしポートフォリオ（複製ポートフォリオという）」を作成し、これをPRAの下で管理対象ポートフォリオとして再測定の対象に含めることが検討されています。

(3) PRAの適用範囲

DPでは、PRAの適用対象を決定するに際し、どのような情報に焦点を当てるかを検討し、さらにPRAを強制適用すべきかについても意見を求めています。

① 動的リスク管理vsリスク軽減

動的リスク管理に焦点を当て動的リスク管理活動の全体像を捉えるモデルとしてPRAを適用するか、あるいは、リスク軽減効果に焦点を当てリスクを識別・分析するだけでなくヘッジを通じたリスク軽減の対象とする場合に限定して動的リスク管理を捕捉するモデルとしてPRAを適用するかにより、PRAの適用対象となる予想キャッシュフローが大きく異なります。たとえば、ある銀行が金利リスクを動的に管理しているケースを考えます。銀行には3つのサブポートフォリオがあり、そのすべてを対象に金利リスクの識別および分析を行っているものの、銀行のリスク管理上2つのポートフォリオのみを対象に純額のオープン・リスク・ポジションに100%のリスク軽減を行っている場合を考えます。

(i) 動的リスク管理に焦点を当てる場合

銀行の3つのサブポートフォリオのすべてがPRAの下で再測定の対象になります。この結果、純損益の金額は、ヘッジを通じたリスク削減効果をもたらさない「意図的にヘッジを行わない部分」と「ヘッジしたものの相殺効果がない部分（非有効部分）」の両方を示すことになります。

(ii) リスク軽減効果に焦点を当てる場合

実際にヘッジによってリスク軽減を目的としている2つのサブポートフォリオに対してPRAに基づく再測定を行うことが行われます（サブポートフォリオ・アプローチ³⁾）。この場合、(i)とは異なり、「意図的にヘッジを行わないポートフォリオ」から金利リスクの再評価差額が計算されることはなくなります。

何を財務情報の目的とするかにより、目的適合性の高い適用範囲が異なることになります（図表5参照）。

② 強制適用vs任意適用

DPは、動的リスク管理を行っている場合にPRAを強制適用

3 DPは、動的に管理されているポートフォリオの比例部分に対してPRAに基づく再測定を行う比例的アプローチも提案していますが、本解説では説明を省略しています。

とするか選択可能な会計基準とするかについても、意見を求めています。図表6のように、比較可能性についてそれぞれ異なる利点があるものと考えられます。

(4) 管理対象ポートフォリオに含める取引の範囲（境界問題）

① パイプライン取引とエクイティ・モデル・ブック

動的リスク管理の手法の中には、パイプライン取引を含めて金利リスクを管理する手法や、資本に対して利息に類似する目標リターンを設定し、それを金利リスク管理の目標とするリスク管理手法（エクイティ・モデル・ブック）があります。リスク管理の対象に含まれているものの、いずれの取引も会計上の資産・負債の定義に照らすと概念上の問題があり⁴、これらを予想キャッシュフローに含めPRAの対象とすべきかについて、コメントが求められています（Q4）。なお、パイプライン取引以外の予定取引は、経済的強制（契約が成立していないものの、その実行を回避しようとする重大な経済的不利益を被るために、実質的に契約が成立しているかのような拘束力が生じていることを言う）があったとしても、金利の変動によ

る評価差額を認識する契約上の権利や義務（あるいは推定的義務）がないため、金利の変動に関する再評価リスクは生じず、PRAの対象ではないとされています。

② PRA対象と対象外との間の移動

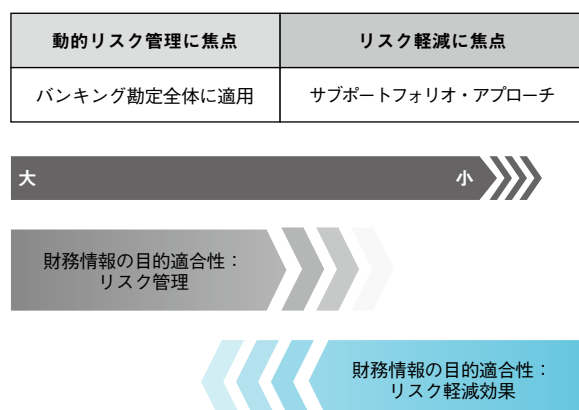
DPは、ポートフォリオに含まれるべき対象取引の契約当事者になった時点で管理対象ポートフォリオに含め、かつ、管理対象ポートフォリオからの移動は認めるべきではないと提案しています（Q22&23）。リスク軽減に焦点を当てる適用対象が採用される場合、取引の契約当事者になったときよりも後でヘッジの対象となり、PRAの対象に含まれる事態が生じます。また、リスク軽減対象から外れた場合には、PRAの対象から除外する必要があります。このため、対象または対象外になった場合に評価額をどのように会計処理すべきかという問題が生じることになります。

(5) リスク管理上の仮定の会計への反映

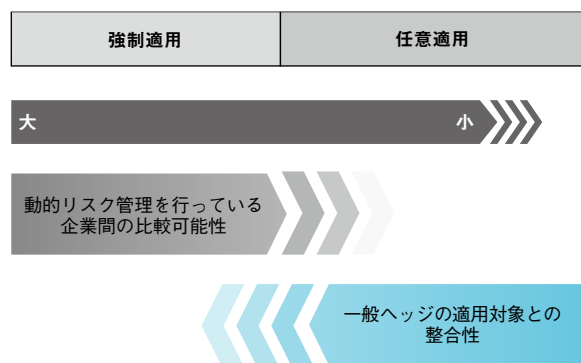
① ボトム・レイヤー・アプローチと比例割合アプローチ

金利リスクの動的管理において一般的に採用されているボトム・レイヤー・アプローチとは、契約上期限前償還可能な商品（たとえば住宅ローン）ポートフォリオのうち、契約上の満期の前に期限前償還されない部分とされる部分とを仮想的に分断し、期限前償還されない部分（ボトム・レイヤー）のさらに一部をヘッジ対象として指定する方法です。ボトム・レイヤーが最後まで期限前償還されずにヘッジ手段と見合っている場合には、リスク管理は成功していると考えられます。リスク管理上採用されているこのアプローチを会計上そのまま採用し、期限前償還はボトム・レイヤー部分からは生じないという仮定に基づきPRAを適用する手法を、DPは問題視しています。ポートフォリオを期限前償還リスクにより階層化して管理対象エクスポージャーを決定するという手法を通じて期限前償還リスクを管理しているにもかかわらず、リスク軽減に焦点をあててPRAの適用対象を決定するアプローチにおいてはその実態をPRAの下で会計上反映できないためです。また、実際のリスク管理上はボトム・レイヤーの部分は固定化されているわけではなく、金利リスクの変動とともに見直され、それにとともにリスク管理金融商品の変更も機動的に行われます。このようなリスク管理の変更を会計上反映するためには、水準の変更に伴う修正部分のトラッキングと償却が必要になると考えられます。このトラッキングと償却は、PRAの対象をリスク軽減効果がある部分に焦点を当てる場合には、避けられない論点です。同様のトラッキングと償却の問題が、たとえば、比例割合に基づきヘッジを行う場合にもあてはまります（Q7）。

図表5 PRAの適用範囲



図表6 PRAの強制適用 vs 任意適用～それぞれの利点



4 パイプライン取引については、契約締結には至っていないものの、広告利息での貸出であるという性質から、「推定的義務」に該当するため、概念フレームワーク上の負債に該当するという考えもあるとされています。しかし、推定的義務と経済的強制（負債の定義を満たさない）との線引きは難しく、このため、管理対象ポートフォリオに含めるべきパイプライン取引に一定の要件を設定すべきかという問題が生じる可能性があります。

企業はリスク限度（企業が許容するリスク水準の閾値）を設定し、リスク・ポジションがその範囲内である限りにおいては、動的リスク管理が成功しているとするリスク管理手法を採用する場合があります。DPでは、リスク限度の範囲内では純損益におけるボラティリティが存在しないという考えを会計上も採用することには否定的な見解が示されています（Q8）。これはリスク限度が大きい（より大きなリスクを抱え込む可能性がある）ほど、純損益のボラティリティが少なくなるという直感に反する結果をもたらす可能性があるためです。

また、企業の動的リスク管理およびPRAがどのように適用されたかについて、財務諸表利用者の理解に資す開示が提案されています（Q20）。PRAの適用範囲が限定的である場合には、動的リスク管理状況に関する開示が、比較可能性を確保するために必要だと考えられます。PRAの適用対象のみを開示対象とする限定的な開示から、動的か静的かにかかわらずすべてのリスク管理対象を開示対象とする開示までが提示されており、適切な開示に関する意見を求められています（Q21）。

銀行では、ALMがオープン・ポジションのリスク管理を行う場合、トレーディング部門と締結する内部デリバティブを用いることが一般的です。PRAの下では、内部デリバティブはALMからトレーディング部門へのリスク移転を示し、相殺消去せず、グロスアップして表示することで、より動的风险管理の実態を表すと考えています（Q19）。これは、現行のヘッジ会計（IAS第39号およびIFRS第9号）で内部デリバティブをヘッジ手段としては不適格として、外部デリバティブとの紐付けの証明を求める規定とは異なる考えです。図表7では、トレーディング部門が内部デリバティブの外部化をしている場合のバンキング部門（ALMを含む）とトレーディング部門とでそれぞれ計上される純損益を示しています。一方、現行のヘッジ会計では、この内部デリバティブは相殺消去され、外部スワップ #1がヘッジ手段として会計上指定される必要があります。

PRAの適用範囲として動的リスク管理に焦点を当てる場合には、ヘッジされていない純額オープン・リスク・ポジションの再評価差額が純損益に計上され、純損益のボラティリティが増大する可能性があります。このリスク軽減対象ではないリスク・ポジションから生じる再評価差額による純損益のブレは目的適合的な情報ではないという意見もあります。DPでは、再評価差額とリスク管理金融商品の公正価値測定に係る変動損益とを合わせて、純損益ではなく、OCIに計上する代替案を

バンキング部門		
貸出金 (プロダクトマージン 1.0%)		
再評価損益	1.9	
利息収入	6.0	
Inter Bank Funding		
再評価損益	0.0	
利息費用	-5.0	
内部スワップ		
クリーンプライス変動	-1.9	
経過利息部分の公正価値変動	0.0	
内部デリバティブ		
DPでは、内部デリバティブの影響をバンキング部門・トレーディング部門でグロス表示することが、動的リスク管理の実態を適切に表示できると考えている。		

トレーディング部門		
内部スワップ		
クリーンプライス変動	1.9	
経過利息部分の公正価値変動	0.0	
外部スワップ #1 (内部取引の外部化スワップ)		
クリーンプライス変動	-2.3	
経過利息部分の公正価値変動	0.0	
外部スワップ #2		
クリーンプライス変動	0.2	
経過利息部分の公正価値変動	0.0	

提示して、意見を求めています（Q21）。しかし、この代替案を採用する場合には、内部デリバティブの取扱い（内部デリバティブをバンキング部門とトレーディング部門とでグロスアップすること）の変更または再検討が必要となる可能性があります。また、管理対象エクスポージャーの売却や終了時にOCIから純損益へのリサイクルの問題が生じる可能性があり、そもそも概念フレームワークに照らしてOCIの利用が適切かどうかという論点も解決していかなければなりません。

【参考情報】

「IASB『IFRS 第9号（2013年版）とヘッジ会計の改訂』」（KPMG Insight Vol.5/Mar 2014）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡ください
ますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部

パートナー 大川 圭美
TEL：03-3548-5102（代表番号）
tamami.okawa@jp.kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室

シニアマネジャー 植木 恵
TEL：03-3548-5112（代表番号）
megumi.ueki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.